

2019年3月22日

原子力発電環境整備機構  
理事長 近藤 駿介 殿

原子力発電環境整備機構  
情報公開審査委員会  
座長 秋山 一弘

## 答 申 書

2019年3月18日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2018年度諮問第6号（「2019年2月28日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱いについて）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

### 第1 答申の趣旨

公開請求のなされた機構資料のうち、「審議、検討又は協議に関する情報」又は「事務又は事業に関する情報」に該当する部分を非公開とすることは妥当と認められる。

### 第2 答申の理由

#### 1. 情報公開請求に係る機構資料 [2018-2]

- (1)2018年2月20日（火）の第53回評議員会議事録の19ページに「（評議員）NUMOには東洋町での失敗体験があるが、組織の中で文書化した形で残っているのか」「（NUMO）文書として残し、絶えずそこに戻ってトレーニングテキストとしても使っている」と記載されているが、この記載にある「文書」や「トレーニングテキスト」。
- (2)「2017年度業務実施結果に対する評価・提言－（2）（技術開発）」の29ページに「従来の「概要調査地区選定上の考慮事項」に替わる「文献調査について」案を国、機構内で調整の上、作成した」と記載されているが、この記載にある▼「文献調査について」の文書、▼「文献調査について案」の文書。
- (3)「2017年度業務実施結果に対する評価・提言－（2）（技術開発）」の29ページに「「文献調査報告書」の法定要件への適格性、技術的観点の検討部分の一般的構成案を作成するとともに、これらの調査・評価の一般的な具体的手順案（「文献調査計画書」の素案）を取りまとめた」と記載されているが、この記載にある▼「文献調査報告書」の文書、▼「一般的構成案」の文書、▼「一般的な具体的手順案（「文献調査計画書」の素案）」の文書。
- (4)「2017年度業務実施結果に対する評価・提言－（2）（技術開発）」の29ページに「地域交流部及び国と協力、調整の上、文献調査開始に必要な冊子類を整備しており、目標を達成した」と記載されているが、この記載にある「冊子類」。

## 2. 情報公開請求に対する機構の説明

### ・上記1の内容に該当する機構資料

#### (1) 関係資料

- a. 最終処分地確保に向けたこれまでの取り組み  
(2007年6月6日 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会原子力部会  
第10回放射性廃棄物小委員会 配布資料)
- b. 最終処分地確保に向けたこれまでの取り組み  
(2007年6月12日 第24回原子力委員会資料)
- c. 放射性廃棄物小委員会 報告書 中間とりまとめ (平成19年11月1日)
- d. 『放射性廃棄物の処理・処分』に関するNUMOの取組みについて  
(2008年2月12日 原子力委員会政策評価部会第21回資料)
- e. 立地業務の概要

#### (2) 関係資料

- ▼「文献調査について」の文書  
f. 上記に該当する機構資料は存在しない。
- ▼「文献調査について案」の文書  
g. 文献調査について

#### (3) 関係資料

- ▼「文献調査報告書」の文書  
h. 上記に該当する機構資料は存在しない。
- ▼「一般的構成案」の文書  
i. 文献調査の具体的手順
- ▼「一般的な具体的手順案（「文献調査計画書」の素案）」の文書  
j. 文献調査計画書（応募の場合）

#### (4) 関係資料

- k. 文献調査について（上記gと同じ）
- l. 公募のご案内

### ・公開の取扱い

上記資料のうち、a、b、c及びdは公開、f、g、h、i、j、k及びlは非公開、eは部分公開とする。

## 3. 当委員会の判断

上記資料のうち、f及びhの機構資料の有無について確認したところ、対象資料として存在しないことが認められたことから、非公開とすることは妥当である。

また、g、i、j、k及びlは、作成途中段階にある資料であり、公にすることにより、機構の業務の遂行についての誤解を生じるおそれがあるものであって、情報公開規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当するため、非公開とすることは妥当である。eのうち、「地域交流部の

組織 2017 年 7 月 4 日現在」の一部及び「NUMO による学習の機会の提供」の一部については、公にすることにより、機構の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであって、同規程第 7 条第 1 項で規定する別表第 2 の非公開情報のうち「4. 事務又は事業に関する情報」に該当する情報が含まれているため、当該部分を非公開とすることは妥当である。

### 第 3 審議の経緯

- (1) 2019 年 3 月 18 日 情報公開審査委員会に諮問
- (2) 2019 年 3 月 20 日 第 39 回情報公開審査委員会で審議
- (3) 2019 年 3 月 22 日 原子力発電環境整備機構理事長に答申

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委 員	(座長)	秋山 一弘
委 員 長		伊東 健次
委 員		新保 雄司